

## 対象事業所・施設

- (1) 介護施設等
  - ・介護老人福祉施設
  - ・地域密着型介護老人福祉施設
  - ・介護老人保健施設
  - ・介護医療院
  - ・介護療養型医療施設
  - ・認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）
  - ・養護老人ホーム
  - ・軽費老人ホーム
  - ・有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅
- (2) 訪問系サービス事業所
  - ・訪問介護事業所
  - ・訪問入浴介護事業所
  - ・訪問看護事業所
  - ・訪問リハビリテーション事業所
  - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
  - ・夜間対応型訪問介護事業所、
  - ・小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る）並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所
- (3) 短期入所系サービス事業所
  - ・短期入所生活介護事業所
  - ・短期入所療養介護事業所
  - ・小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る）並びに認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る）
- (4) 通所系サービス事業所
  - ・通所介護事業所
  - ・地域密着型通所介護事業所
  - ・療養通所介護事業所
  - ・認知症対応型通所介護事業所
  - ・通所リハビリテーション事業所
  - ・小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）
- (5) 高齢者施設等
  - ・介護老人福祉施設
  - ・地域密着型介護老人福祉施設
  - ・介護老人保健施設
  - ・介護医療院
  - ・介護療養型医療施設
  - ・認知症対応型共同生活介護事業所
  - ・養護老人ホーム
  - ・軽費老人ホーム
  - ・有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅
  - ・短期入所生活介護事業所
  - ・短期入所療養介護事業所
- (6) 介護サービス事業所・施設等
  - ・上記、「介護施設等」、「訪問系サービス事業所」、「短期入所系サービス事業所」、「通所系サービス事業所」

※各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。

※介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱う。